

萩市中小企業等事業拡大補助金 Q&A

質問	回答
<p>補助を受けることができる事業者の要件はありますか。</p>	<p>萩市内に事業者がある、以下の中小企業者等が対象です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・山口県信用保証協会の保証対象業種（農林漁業を含む）であること。 ・市税を滞納していないこと。 ・本人又は同居人若しくは扶養する親族が、暴力団等反社会的勢力でないこと。 <p>※中小企業者等とは 中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項に規定する中小企業者（個人事業主を含む）、中小企業基本法第 2 条第 5 項に規定する小規模事業者、小企業者（常時使用する従業員の数が 5 人（商業又はサービス業は 2 人）以下の会社および個人）又は中小企業団体の組織に関する法律（昭和 32 年法律第 185 号）第 3 条第 1 項に規定する中小企業団体をいいます。</p> <p>また、社団法人及び財団法人、特定非営利活動法人においても、常時使用する従業員の数は、小規模事業者に準じます。</p>
<p>補助対象外の経費を教えてください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・人件費、家賃及び光熱水費など ・企業の通常活動とみなされる経費 ・振込手数料及び消費税などの経費 ・公序良俗に反するなど、補助金の交付対象として不適切とみなされるもの
<p>補助率等を教えてください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・補助率は 1/2（1,000 円未満切り捨て） <p>事業ごとに補助金の上限額を設定しています。</p>
<p>申請方法は</p>	<p>①商工振興課にご相談ください ②所定の交付申請書（萩市ホームページからダウンロード可）に必要な書類を添えて、商工振興課へ提出。</p> <p>※必要な書類：直近の決算書の写し、登記簿謄本の写し、補助対象事業の概要が分かる資料（見積書等）、市税の滞納がない証明 等</p>
<p>申請時に注意することは</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・必ず実施前に申請してください。（遡及しての交付申請は受け付けません。） ・他の補助金等の重複補助はできません。 ・事業の変更または取りやめの際は、速やかに書類の提出をお願いします。
<p>一つの事業所が利用できる補助メニューの制限はありますか。</p>	<p>1 事業所あたり年間 3 事業まで申請ができます。</p> <p>※原則各事業 1 つまで。ただし、「展示会・物産展・物産展」及び「人材確保・育成」事業については 2 事業まで申請ができます。</p>

<p>補助金の受給時期はいつですか。</p>	<p>申請事業終了後に実績報告書を提出いただき、補助金の額を確定した後に支給します。</p> <p>実績報告書には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ①補助金の概要が分かるもの ②見積合わせが確認できるもの（写し） ③（業者からの）請求書・領収書の写し <p>を添付してください。</p>
<p>事業実施にあたり注意することは</p>	<ul style="list-style-type: none"> ①経費に係る見積書は、原則複数者から徴取してください。 ②見積書は、原則市内事業者から徴取してください。 ③補助金の支出後に現況調査を実施する場合がありますので、関係書類は5年間は保管してください。 ④その他、不明な点がございましたら、商工振興課までご相談ください。